日本年金機構
Japan Pension Service

「次世代育成支援対策推進法」

第６期 一般事業主行動計画

【 **計画期間** 】　令和６年４月１日～令和９年３月31日

【 **基本方針** 】

職員が仕事と生活を両立させ、意欲をもって働ける職場環境を確立するため、働き方改革の更なる促進の取組を進める。

【 **目標と対策** 】

目標１：職員が安心して仕事と子育て等を両立できる環境の整備

≪対策≫

- 計画期間中の育児休業の取得状況について、以下の目標の達成を目指す
  - 男性・・・計画期間中の取得率を８０％以上にする
  - 女性・・・計画期間中の取得率を９０％以上にする
- 育児休業から復帰しやすい態勢の確保や、男性職員の育児への参加促進
- 育児短時間勤務の対象となる子の年齢の見直し
- 子の看護休暇の対象となる子の年齢の見直し
- 介護短時間勤務の取得単位の見直し
- 育児経験者の情報交換の場の充実
- 機構内報誌の活用等による育児・介護制度の周知・啓発の実施

目標２：ワークライフバランスの更なる推進に向けた働く環境の整備

≪対策≫

- 時間外労働の縮減取組の促進
- ノー残業デー、一斉消灯の確実な実施
- 年次有給休暇等取得の促進
- 所定労働時間の見直し
- 管理者研修や職場内研修、機構内報誌等による休暇制度周知の充実
- タイムマネジメント等の生産性向上に向けた情報提供、研修の実施